

1 情報公開審査会答申の概要

情報公開審査会答申第 526 号の概要

件名	全国学力テストの市町村別成績及び学校別成績に係る文書非公開の件（諮問第 576 号）		
請求文書の概要	平成 19 年度及び平成 20 年度全国学力・学習状況調査（以下「本件調査」という。）における、市町村別成績及び学校別成績に係る文書（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 20 年 9 月 1 日	諾否決定年月日	平成 20 年 10 月 28 日
諾否の決定内容	非公開	実施機関	教育委員会（子ども教育支援課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 4 号		
非公開理由	本件行政文書を公開することにより、参加主体である市町村教育委員会の協力が得られなくなるなど、本件調査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 20 年 11 月 4 日（收受）		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・本件調査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるというが、そのようなおそれの存在が具体的に説明されておらず、納得できない。 ・教育行政の中だけに情報を閉じこめて公にしないと、教育行政関係者の子息だけが学力の高い学校に入れる可能性が高まり、一般人との間で平等が失われる。 		
諮問年月日	平成 20 年 12 月 25 日（受理）		
審査会の論結	本件調査の教科に関する調査に係る県内各市町村の調査結果については、個々の市町村名が特定され得る情報及び各市町村の設置管理する各学校の状況に関する調査結果に係る情報を除き、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>〈条例第 5 条第 4 号該当性について〉</p> <p>1 県教育委員会は、本件調査の実施に当たり、市町村教育委員会に対し「調査結果の公表については本件調査に関する実施要領（以下「本件要領」という。）に基づく対応を行う」と説明している。</p> <p>また、県教育委員会が市町村教育委員会に対して行った、調査結果の公開に関する意向照会の結果は、すべての市町村教育委員会が、県教育委員会が調査結果の公開を行うことについて否定的意向を有している、というものであったが、その理由として市町村教育委員会は、自ら調査結果の公表を行っている場合を含め、県教育委員会は本件要領に従って対応すべきである、という点を挙げている。</p> <p>これらのことからすると、市町村教育委員会は、県教育委員会が調査結果の公開について本件要領に基づき対応することを前提として、本件調査への参加の可否を判断しているものと認められ、この点については、市町村教育委員会が調査結果の公表を行っている場合も同様である。</p> <p>2 各市町村における公立学校全体の状況に関する調査結果については、市町村教育委員会が自主的に公表している場合、情報公開審査会の答申の趣旨を踏まえ公表した場合のほか、複数の市町村教育委員会が、情報公開審査会から公開すべきと答申されたにもかかわらず、当該調査結果を公表しないという判断を行っていることが認められる。</p> <p>なお、各市町村の設置管理する各学校の状況に関する調査結果については、市町村教育委員会による公表は行われていないと認められる。</p> <p>また、市町村教育委員会が、自ら各市町村における公立学校全体の状況に関する調査結果を公表している場合においても、調査結果を踏まえた取組を併せて記載するなど、その公表方法は様々である。</p> <p>3 以上のような状況において、県教育委員会が本件行政文書を公開すれば、市町村教育委員会との信頼関係が損なわれるとともに、市町村教育委員会が、本件調査への参加を断念する場合もあると考えられる。</p> <p>4 本件調査における県教育委員会の主な役割は、域内の市町村教育委員会に対して指導、助言、連絡等をするなど調査に協力する、というものである。一方、市町村教育委員会は、本件調査への参加の可否、調査結果の公表方法等について、基本的な参加主体としての判断を求められている。</p> <p>このような本件調査の性質にかんがみると、県教育委員会が本件行政文書を公開することによって、市町村教育委員会との信頼関係が損なわれ、市町村教育委員会が本件調査への参加を断念する事態が予想されることは、本件調査に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。</p>		

	<p>5 しかしながら、本件要領は「都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと」としている一方「都道府県教育委員会が、例えば、教育事務所単位で調査結果を公表するなど個々の市町村名が明らかとならない方法で公表することは可能である」ことを示している。</p> <p>県教育委員会が市町村教育委員会に対し「調査結果の公表については本件要領に基づく対応を行う」と説明していることからすると、市町村名、生徒数など個々の市町村名が特定され得る情報を非公開とした上で、各市町村における公立学校全体の状況に関する調査結果を公開した場合においては、県教育委員会が懸念する、本件調査に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす事態に至るとは考え難い。</p> <p>6 したがって、各市町村における公立学校全体の状況に関する調査結果のうち個々の市町村名が特定され得る情報（市町村名、生徒数等）及び、各市町村の設置管理する各学校の状況に関する調査結果に係る情報については、条例第5条第4号に該当し、非公開とすることが妥当であるが、その他の情報は同号に該当しないと判断する。</p> <p>7 なお、本件調査に係る調査結果の取扱いについては、他県等において、各市町村における公立学校全体の状況に関する調査結果の内容を公表した事例等が認められるが、当審査会は、本県における市町村教育委員会の調査結果の取扱い等の状況を踏まえ、県教育委員会が行った本件処分の是非について検討したものであり、他県等における調査結果の取扱いは、前記の判断を左右するものではない。</p> <p>(条例第6条第1項該当性について)</p> <p>本件行政文書については、当審査会が前記において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容を考慮すると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成21年9月10日（答申第526号）</p>

情報公開審査会答申第 527 号の概要

件名	農協不祥事件一覧一部非公開の件（諮問第 578 号）		
請求文書の概要	農業協同組合（以下「農協」という。）の不祥事件の内容等を記載した文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 20 年 10 月 21 日	諾否決定年月日	平成 20 年 12 月 18 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（環境農政部農業振興課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号及び第 6 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・法人に関する情報で、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・犯罪の予防等に関する情報で、公開することにより犯罪の捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となるおそれがあるため。 		
不服申立年月日	平成 20 年 12 月 22 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関である農協の公共性、公平で公正な市場の実現、十分な情報に基づいて金融商品のリスクを取るという観点から、不祥事件については知事が一律公表すべきである。 ・農協の名称を非公開とし事件の種類及び被害額を公開する場合、いかなる理由で犯罪捜査等に問題を与えるのか定かではなく、捜査が困難となるおそれは認められない。 		
諮問年月日	平成 21 年 1 月 30 日		
審査会の結論	本件行政文書のうち、平成 17 年度の個人情報漏えい事件（以下「本件漏えい事件」と総称する。）に係る農協の名称は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>〈条例第 5 条第 2 号該当性について〉</p> <p>1 条例第 5 条第 2 号本文該当性について</p> <p>(1) 本件行政文書には、平成 15 年度から平成 20 年度までに不祥事件が発生した農協（以下「本件農協」と総称する。）の名称のほか、発生した不祥事件の種類及び被害額等に関する情報が記載されているが、不祥事件の種類及び被害額等に係る情報は既に公開されている。したがって、本件行政文書に記載された、本件漏えい事件を除く不祥事件（以下「本件不祥事件」と総称する。）に係る農協の名称を公開すれば、本件不祥事件が当該農協において発生したことが明らかになることから、本件不祥事件に係る農協の名称は、公開することにより当該農協の権利、競争上の利益その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。</p> <p>(2) 本件行政文書には、本件漏えい事件に係る農協の名称、個人情報漏えいの概要及び漏えい件数が記載されているが、これは、個人情報の保護に関する法律の平成 17 年 4 月 1 日からの全面施行に伴い、平成 17 年度の農協における個人情報漏えい事件が、農業協同組合法第 97 条の 2 第 12 号の規定等に基づく不祥事件として届出されていたことによるものである。</p> <p>(3) 「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）は、事業者において、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要であるとしている。また、「個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 16 年 11 月 9 日農林水産省告示第 2013 号）に代わり新たに定められた「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 21 年 7 月 10 日農林水産省告示第 924 号。以下「ガイドライン」という。）は「法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第 20 条から第 22 条まで）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、公表することが望ましい」と規定している。これらのことからすると、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、事業者には、業態業種を問わず、個人情報の漏えいに係る事実関係等を外部へ説明する一定の責任が求められているものと認められる。</p> <p>(4) 個人情報漏えい等の事案に係る事業者の説明責任及び本件行政文書に記載された本件漏えい事件の内容を考え合わせると、本件漏えい事件に係る農協の名称が公開されることにより、当該農協の権利、競争上の利益その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。</p> <p>(5) 以上のことから、本件不祥事件に係る農協の名称は、条例第 5 条第 2 号本文に該当するが、本件漏えい事件に係る農協の名称は、同号本文に該当しないと判断する。</p>		

	<p>2 条例第5条第2号ただし書該当性について 本件行政文書に記載されている本件不祥事件の内容はいずれも、人の生命、身体等への危害等が現に発生している場合又は将来発生することが予測される状態が存在している場合に該当するとは認められず、本件不祥事件に係る農協の名称は、条例第5条第2号ただし書に該当しないと判断する。</p> <p>(条例第5条第6号該当性について)</p> <p>1 平成19年度の特定の不祥事件（以下「本件特定不祥事件」という。）については、本件特定不祥事件に係る農協（以下「本件特定農協」という。）が警察に告訴しており、本件特定農協の名称、本件特定不祥事件の種類及び被害額に関する記述が公開されると、証拠隠滅等のおそれがあるといった事情が認められ、本件特定農協は、警察から本件特定不祥事件の公表等は指示があるまで行わないよう要請されている。したがって、本件特定農協の名称並びに本件特定不祥事件の種類及び被害額を公開すると、犯罪の捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となるおそれがある。また、平成19年度被害額計及び平成15年度から平成20年度までの被害額総計は、公開することにより本件特定不祥事件の被害額が明らかとなる情報である。</p> <p>2 以上のことから、本件特定農協の名称、本件特定不祥事件の種類及び被害額並びに平成19年度被害額計及び平成15年度から平成20年度までの被害額総計は、これらを公開することにより、犯罪の捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。</p>
答 年 月 日	平成21年9月10日（答申第527号）

情報公開審査会答申第 528 号の概要

件 名	羽田空港への連絡道路等に関する資料一部非公開の件（諮問第 577 号）		
請求文書の概要	平成 20 年県議会 9 月定例会における（仮称）東京神奈川臨海部連絡道路（以下「本件道路」という。）に関する一般質問に係る知事答弁資料及び添付資料（「本件答弁資料等」と総称する。）及び平成 19 年度に実施機関が本件事務局である国土交通省関東地方整備局に提出した資料（「本件提出資料」という。）		
請求年月日	平成 20 年 10 月 2 日	諾否決定年月日	平成 20 年 11 月 28 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（県土整備部都市計画課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る。 ・県の機関と国の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある。 ・県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる。 		
不服申立年月日	平成 20 年 12 月 10 日（収受）		
不服申立ての趣旨	一部非公開とした処分の取消しを求める。		
諮問年月日	平成 20 年 12 月 26 日		
審査会の結論	本件答弁資料等のうち、「国への要望活動等について」に記載された要望者、要望者の発言及び要望の相手方並びに「神奈川県議会羽田空港再拡張・国際化推進議員連盟について」に記載された神奈川県議会議員の氏名及び氏名を特定し得る情報は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 神奈川県議会羽田空港再拡張・国際化推進議員連盟（以下「本件議員連盟」という。）は、法令等に根拠のある議会の公式な組織ではなく、任意の団体であるが、県議会議員をもって構成されており、また、羽田空港の再拡張・国際化を確実に実現し、京浜臨海部を中心とした本県の経済の活性化を目指すことを目的として設立されたものであり、このような設立趣旨から判断すると、本件議員連盟の活動は、議員としての活動であると認められる。</p> <p>(2) 議員としての活動は、議員が公選による県民の代表であることを考えると、一般に広く公にされることが求められているものであり、また、本県が推進する神奈川県構想と密接に関連する活動の公知性の高さに照らすと、本件議員連盟に加入している議員の氏名及びこれを特定し得る情報（以下「本件氏名等」と総称する。）は、公にすることが予定されている情報であると認められる。</p> <p>(3) また、当審査会が確認したところ、本件議員連盟の会長の氏名は既に新聞記事等で公表されており、一部の議員は、当該議員自身のウェブログにおいて、本件議員連盟に加入していることを明らかにしていることが認められるなど、公開しても個人の権利利益を不当に害するおそれがないものと考えられる。</p> <p>(4) 以上のことから、本件氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、第 1 号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 3 号該当性について</p> <p>(1) 本件答弁資料等のうち、「国への要望活動等について」（以下「本件要望活動資料」という。）に記載された要望者及び要望者の発言内容については、本県において緊急かつ重要な施策等について、国への提案として取りまとめ、公表されている「平成 21 年度国の施策・制度・予算に関する提案（平成 20 年 5 月）」等と同趣旨</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>の内容が記載されていることから、既に公にされている情報であると認められる。また、要望の相手方については、本件処分において既に公開されている情報の中で明らかになっており、要望者の後の発言者が要望の相手方であることは容易に判別できるものである。</p> <p>(2) 一方、要望の相手方の発言内容については、他の媒体等で公表されている事実は認められず、また、公開を前提としていない中で、当該発言内容を公開することは、外部からの干渉、圧力等により不当に率直な意見の交換が妨げられるとともに、国との信頼関係が損なわれ、今後の関係機関との率直な意見の交換が妨げられるおそれがあると認められる。</p> <p>(3) したがって、本件要望活動資料に記載された情報のうち、要望者、要望者の発言内容及び要望の相手方は、条例第5条第3号に該当しないが、要望の相手方の発言内容は、同号に該当すると判断する。</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について</p> <p>(1) 本件要望活動資料に記載された、要望者、要望者の発言内容及び要望の相手方については、既に公表されている情報又は本件処分において既に公開されている情報の中で明らかになっていることから、公開することにより、国との信頼関係が損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。</p> <p>(2) 一方、本件道路の想定スケジュールについてに記載された未確定情報、本件道路に関する今後の進め方について(案)に記載された未確定情報、本件道路概略ルート・構造に関する比較検討表に記載された検討内容、本件道路の概略ルート・構造の絞り込みに向けた課題整理及び添付資料に記載された整理内容及び添付資料並びに「本件道路の目的と効果」に記載された図表等の一部(以下「本件図表等」という。)については、いずれも今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ第4号に該当すると判断する。</p> <p>4 条例第5条第5号該当性について</p> <p>本件提出資料のうち、本件図表等の基となるデータ(以下「本件提供情報」という。)は、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供された情報であり、公にしないと条件を付することが本件提供情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められることから、本件提供情報を基に作成された本件図表等は、条例第5条第5号本文に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月 日</p>	<p>平成21年11月11日(答申第528号)</p>

情報公開審査会答申第 529 号の概要

件 名	学校給食に係る文書一部非公開の件（諮問第 579 号）		
請求文書の概要	学校給食に係る文書のうち、特別支援学校の事務職員、バス運転士等が給食の注文を可能とする文書、特別支援学校の教職員が児童・生徒と同額で喫食できる根拠文書及び横浜地区の教職員対象の牛乳単価がわかる文書（以下「本件学校文書」と総称する。）、平成 15 年度から 19 年度までの定時制夜間給食抜取検査実施要領（給食実施日調査用紙及び実施スケジュール表記載用紙を除く。）（以下「本件要領」という。）、検食の負担金額を決定するに至った審議内容を記録した文書（以下「本件記録文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 20 年 12 月 10 日	諾否決定年月日	平成 20 年 12 月 24 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教育局保健体育課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件行政文書は存在しない。		
不服申立て年月日	平成 21 年 1 月 27 日（収受）		
不服申立ての趣旨	不存在とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。		
諮問年月日	平成 21 年 2 月 6 日（収受）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件不服申立ての対象について）</p> <p>不服申立人は、実施機関が本件行政文書は保健体育課では管理していないことを説明してもなお、非公開等理由説明書に対する意見書及び意見陳述の場において、同課は特別支援学校の給食事務全般を統括しており、同課において当該文書を保有しているはずであると主張している。こうした不服申立人の主張を総合的に勘案すると、不服申立人はあくまでも保健体育課が管理する本件行政文書の公開を求めていると認められるので、当審査会においては、同課における行政文書の存否について検討する。</p> <p>（本件行政文書の存否について）</p> <p>1 本件学校文書について</p> <p>ア 実施機関は、特別支援学校の給食に関する事務は教育委員会の各課が分担しており、保健体育課では、学校給食法（以下「法」という。）の施行等を所管し、法で規定する学校給食実施基準（以下「本件実施基準」という。）及び学校給食衛生管理基準（以下「本件衛生基準」という。）に関する指導、助言等を分担し、特別支援学校の給食の実施については、各学校長が運営計画を立て、外部委託する場合には、各学校長が委託契約を締結していることから、保健体育課では、特別支援学校の給食に関する事務全般を統括していないと説明している。</p> <p>イ 本件実施基準は学校給食の趣旨、対象、学校給食に供する食物の栄養内容、学校給食施設等について、本件衛生基準は学校給食施設・設備の衛生、学校給食従事者の健康管理、栄養教諭、献立、食品の選定、食品納入業者衛生管理、調理過程、検食・保存食等、衛生管理体制等について規定されており、不服申立人が求めている本件学校文書の内容とは直接関わりがあるものとは認められない。</p> <p>ウ 特定の特別支援学校における給食に関する契約事務について確認したところ、学校長が委託契約を締結していることが認められ、本件学校文書の中には委託契約の当事者であれば管理している可能性のある行政文書もあると思われるが、本県においては契約関係文書の管理については、契約に関する事務手続をした所属で行っていることから、契約事務を行っていない保健体育課に保管されていな</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>いとしても不自然ではないと考えられる。</p> <p>エ 保健体育課では、定時制（夜間）の課程を置く高等学校における学校給食について、「神奈川県立高等学校における夜間給食実施要綱」（以下「本件要綱」という。）を制定しており、本件要綱には、趣旨、対象者、給食内容、経費負担、夜間給食の委託等に関する項目が定められていたことから、特別支援学校に係る同様の要綱が制定されていないかについても確認したが、その存在を確認することはできなかった。</p> <p>オ 以上のことから、保健体育課においては、本件学校文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。</p> <p>2 本件要領について</p> <p>ア 実施機関は、（財）神奈川県給食会から夜間給食抜取検査実施通知（以下「本件通知」という。）を受け取っているが、単なる日程の通知であり請求対象となる文書ではないと判断し、また、不服申立人に確認したところ当該通知は請求対象文書ではないとされ、他に不服申立人が意図しているような文書も無いことから、本件要領は取得していないし、実施要領に当たるような文書も存在しないと説明している。</p> <p>イ 実施機関は、公開請求に係る行政文書の特定に当たっては、行政文書公開請求書に係る記載内容について、請求者の意図を確認しその把握に努めながら、公開請求の対象となる行政文書を判断することが求められる。今回の請求においては、不服申立人が公開請求に係る行政文書の内容として、「平成15年度から19年度までの定時制夜間給食抜取検査実施要領（給食実施日調査用紙及び実施スケジュール表記載用紙を除く。）」と具体的に記載していること及び実施機関が不服申立人に行政文書の内容を確認していることから考えると、実施機関が本件通知を請求対象となる文書ではないと考え、本件要領は取得しておらず、実施要領に当たるような文書も存在しないと判断したことは、不合理とはいえない。</p> <p>3 本件記録文書について</p> <p>ア 実施機関は、検食費用の負担を求める保健体育課から施行された依頼文書（以下「本件依頼文書」という。）を施行した経緯は予算の削減により決定したものであり、検食費用に係る予算は財政当局と折衝をする性質のものではないため、本件依頼文書以外存在せず、審議内容を記した文書はない、と説明している。</p> <p>イ 検食を行う者にその費用の負担を求めることとした経緯が、保健体育課内における予算の審議等において、財政当局による調整の対象とならない事業に係る予算削減に対応するため、単に当該予算の削減額相当分について検食を行う者の負担とすることが適当であると判断されたものであったと認められることから、同課がこの判断を行うに当たり、特に資料等を作成しなかったとしても明らかに不合理であるとまではいえないものと考えられる。</p> <p>したがって、本件依頼文書以外存在しないとの実施機関の説明は、不自然とまではいえない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成21年11月11日（答申第529号）</p>

情報公開審査会答申第 530 号の概要

件 名	特定の県立高等学校に係る打合記録等不存在の件（諮問第 585 号）		
請求文書の概要	特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の管理職（以下「本件管理職」という。）が教育委員会とやり取りした内容を自らのノートに記した記録（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 20 年 12 月 9 日	諾否決定年月日	平成 20 年 12 月 22 日 平成 21 年 1 月 20 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（県立高等学校）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件行政文書は存在しない。		
不服申立年月日	平成 21 年 2 月 4 日（収受）		
不服申立ての趣旨	不存在とした処分の取消しを求める。		
諮問年月日	平成 21 年 5 月 11 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書は行政文書に該当しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書の存否について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 公開請求の対象となる行政文書とは、条例第 3 条第 1 項において、「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と規定されており、この場合「実施機関において管理しているもの」とは、神奈川県教育委員会行政文書管理規則（以下「本件規則」という。）等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態に置かれているものをいうと解される。 当審査会において本件行政文書を確認したところ、日付、対応した教育委員会職員名、学校給食に関する書式の取扱い、給食の金額の内訳等が断片的に記載されており、本件規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態には置かれているものとはいえないと判断する。 実施機関は、行政文書の作成について、本件規則第 6 条において、「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」と規定されており、本件行政文書については、学校における業務が多岐にわたる中で、その内容は比較的軽易なものであり、また、その内容は本件管理職から何度も不服申立人に説明しており、必ずしも行政文書として作成しなかつたものとまではいえないと説明している。 本件行政文書の内容は、前記 2 に記載したとおりの情報であり、その内容は本件管理職から不服申立人に対して何度も説明していることから、口頭で説明可能な軽易な内容として取り扱い、行政文書を作成しなかつたとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。 以上のことから、本件行政文書は、条例第 3 条第 1 項に規定する行政文書には該当しないとの実施機関の説明は納得できる。 		
答申年月日	平成 21 年 11 月 11 日（答申第 530 号）		

情報公開審査会答申第 531 号の概要

件名	特定の警察署の地域防犯連絡所に関わる記録一部非公開の件（諮問第 580 号）		
請求文書の概要	特定警察署の地域防犯連絡所に関する書面全部。平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日に限定。地域防犯連絡所の活動、会議等に特定警察署の関与する書面。		
請求年月日	平成 21 年 2 月 3 日	諾否決定年月日	平成 21 年 2 月 17 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に該当するため。		
不服申立年月日	平成 21 年 3 月 5 日（收受）	不服申立ての趣旨	一部非公開処分のうち、氏名及び住所の公開を求める。
諮問年月日	平成 21 年 3 月 11 日		
審査会の結論	不服申立ての対象となった氏名及び住所を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 地域防犯連絡所連絡員の氏名、住所（以下「連絡員の氏名等」という。）及び特定市の地域防犯推進協議会（以下「推進協議会」という。）役員の氏名は、特定の個人が識別される情報と認められることから、同号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について 住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項で、市町村長が閲覧の申出を認めているのは、世論調査等の公益に資する目的等とされており、何人にも閲覧を認めてはいない。 また、登記簿は、不動産登記法の規定に基づき何人も閲覧等が可能であるが、登記記録に連絡所及び推進協議会に関する事項が登記されているとは認められない。 したがって、連絡員の氏名等及び推進協議会役員の氏名は、同号ただし書アには該当しない。</p> <p>3 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について (1) 連絡員の氏名等 ア 地域防犯連絡所（以下「連絡所」という。）の設置目的等からすれば、連絡所表示板（以下「表示板」という。）は、所属する自治会の住民に周知することが目的であると認められ、プライバシーを放棄したとまでは認められず、また、表示板を掲示しているとしても誰が連絡員であるかは特定することはできない。 したがって、表示板の掲示をもって「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないので、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しない。 イ 自治会役員名簿は、当該自治会内で活用されることを予定されているものと考えられ、個人情報保護の観点からも自治会を超えて何人にも公表されている情報であるとは認められない。 ウ 特定の市では、指定管理者として指定団体の名称、代表者及び事務所の所在地を告示しているが、本件行政文書には、自治会長の個人の自宅の住所が記載されているのであって、告示されている指定団体の事務所の所在地とは、性質が異なるものであると認められる。 したがって、自治会長の住所は、同号ただし書イには該当しない。</p> <p>(2) 推進協議会役員の氏名 推進協議会役員名簿は、推進協議会の事務を遂行するために、推進協議会内において限定的に作成されたものであって、公表する目的で作成したものとは認められない。したがって、推進協議会役員の氏名は、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しない。</p> <p>4 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ及びエ該当性について 連絡員の氏名等及び推進協議会役員の氏名は、同号ただし書ウ又はエのいずれにも該当しない。</p> <p>5 その他 条例第 14 条は、他の法令等の規定により公開されている行政文書については、条例</p>		

	により重ねて公開を認める必要がないことを規定したものであり、当該規定は適用されない。
答申年月日	平成 22 年 2 月 4 日 (答申第 531 号)

情報公開審査会答申第 532 号の概要

件名	全国体力調査の学校別データに係る文書非公開の件（諮問第 584 号）		
請求文書の概要	平成 20 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下「本件調査」という。）の結果に係る文書のうち、神奈川県学校別体格・体力データ集計及び神奈川県学校別「学校質問紙調査」回答集計（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 21 年 3 月 4 日	諾否決定年月日	平成 21 年 3 月 13 日
諾否決定内容	非公開	実施機関	教育委員会（保健体育課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 4 号		
非公開理由	本件行政文書を公開することにより、参加主体である市町村教育委員会の協力が得られなくなること及び、過度の競争意識を助長することが予測され、本件調査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 21 年 3 月 19 日（収受）		
不服申立趣旨	本件行政文書を公開すると、市町村教育委員会の協力が得られなくなること及び、過度の競争意識を助長することが予測されるというが、実際にそのような危険性があるとは思われず、納得できない。		
諮問年月日	平成 21 年 4 月 3 日		
審査会の結論	本件行政文書を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>神奈川県学校別体格・体力データ集計には、児童生徒に対する調査のうち、実技に関する調査及び質問紙調査の一部に係る、各市町村における公立学校全体の状況に関する調査結果（以下「市町村別結果」という。）並びに各市町村の設置管理する各学校の状況に関する調査結果（以下「学校別結果」という。）が記載されており、神奈川県学校別「学校質問紙調査」回答集計には、学校に対する質問紙調査に係る市町村別結果及び学校別結果が記載されている。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県教育委員会は本件調査の結果の取扱いについて、市町村教育委員会への意向照会を行っており、その結果は、すべての市町村教育委員会が、県教育委員会による本件調査の結果の公開について否定的意向を有している、というものである。 このことからすると、市町村教育委員会は本件調査の結果の公開について、県教育委員会が本件調査に関する実施要領（以下「本件要領」という。）に基づき対応することを前提として、本件調査への参加の可否を判断しているものと認められ、この点については、市町村教育委員会が自ら本件調査の結果を公表している場合も同様であると考えられる。 2 本件調査の結果の公表については、複数の市町村教育委員会において、市町村別結果を公表している場合が認められるが、学校別結果については、市町村教育委員会による公表は行われていないと認められる。 また、市町村教育委員会が、市町村別結果を公表している場合においても、結果を踏まえた取組を併せて記載するなど、その公表方法は様々である。 3 以上のような状況において、県教育委員会が本件行政文書を公開すれば、市町村教育委員会との信頼関係が損なわれるとともに、市町村教育委員会が、本件調査への参加を断念する場合もあると考えられる。 4 本件調査における県教育委員会の主な役割は、域内の市町村教育委員会に対して指導、助言、連絡等をするなど調査に協力する、というものである。一方、市町村教育委員会は、本件調査への参加の可否、結果の公表方法等について、基本的な参加主体としての判断を求められている。 このような本件調査の性質にかんがみると、県教育委員会が本件行政文書を公開することによって、市町村教育委員会との信頼関係が損なわれ、市町村教育委員会が本件調査への参加を断念する事態が予想されるとの判断には相当の理由があり、本件調査に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。 5 しかしながら、本件要領は、「都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと」としている一方で、「都道府県教育委員会が、例えば、教育事務所単位で調査結果を公表するな 		

	<p>ど個々の市町村名が明らかとならない方法で公表することは可能である」ことを示している。</p> <p>このことからすると、市町村名、生徒数など個々の市町村名が特定され得る情報を非公開とした上で、市町村別結果を公開した場合においては、県教育委員会が懸念する、本件調査に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす事態に至るとは考え難い。</p> <p>6 したがって、市町村別結果のうち個々の市町村名が特定され得る情報及び、学校別結果については、条例第5条第4号に該当し、非公開とすることが妥当であるが、その他の情報は同号に該当しないと判断する。</p> <p>(条例第6条第1項該当性について)</p> <p>本件行政文書には、市町村別結果と学校別結果が併せて記載されており、当審査会が前記において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容を考慮すると、その他の情報を、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離することは困難であると認められる。</p> <p>したがって、本件行政文書については、条例第6条第1項の規定に基づき、部分公開しなければならない場合には該当しないと判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成22年2月18日（答申第532号）</p>

情報公開審査会答申第 533 号の概要

件名	補助金交付申請書類一部非公開の件（諮問第 581 号）		
請求文書の概要	特定の商店街協同組合（以下「本件組合」という。）が知事に対して行った平成 20 年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金交付申請（以下「本件交付申請」という。）に関する文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 20 年 9 月 16 日	諾否決定年月日	平成 20 年 9 月 30 日
諾否決定内容	一部非公開	実施機関	知事（商工労働部商業観光流通課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号		
非公開理由	・販売上のノウハウに関する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 20 年 12 月 1 日		
不服申立ての趣旨	<p>・選定業者の見積書（以下「本件見積書」という。）の単価及び各小計については、公開することにより当該法人に対してどの程度の不利益を与えることになるのか具体性に欠け、また、一般に周知の事実であるから、非公開とする必要はない。</p> <p>・施工計画書、仕様書及び工程表が当該組合から提出されているはずであり、また、起案等内部文書（以下「起案等」という。）が作成されているはずであるので、公開を求める。</p>		
諮問年月日	平成 21 年 3 月 24 日		
審査会の結論	本件行政文書のうち、選定業者の見積書の単価及び各小計は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>〈条例第 5 条第 2 号該当性について〉</p> <p>1 本件見積書に記載された単価及び各小計は、選定業者が本件組合に提出した工事費の見積金額であるから、選定業者の保有する販売上の情報で、当該法人の内部管理に関する情報に該当する。</p> <p>一方で、本件見積書に記載された工事の名称を見ると、工事内容は特殊なものではなく、また、摘要欄の各費目に関する記載からは選定業者の生産技術上又は販売上のノウハウが推測されるものではないと認められる。</p> <p>2 したがって、本件見積書に記載された単価及び各小計を公開しても、選定業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。</p> <p>3 以上のことから、本件見積書に記載された単価及び各小計は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。</p> <p>（文書が存在しないことについて）</p> <p>1 施工計画書、仕様書及び工程表について</p> <p>不服申立人は、本件交付申請には施工計画書、仕様書及び工程表が添付されているべきであり、これらの公開を求める旨主張している。当審査会において交付要綱及び関係規定等を確認したところ、以下のとおりである。</p> <p>（1）施工計画書について</p> <p>不服申立人は、交付等規則第 3 条第 2 項第 3 号に「工事の施工にあつては、その実施設計書」と規定されており、これが施工計画書に該当するとしているため、以下、実施設計書について検討する。</p> <p>交付要綱別表 3 においては、実施設計書に相当する具体的な添付書類として「事業計画図、カタログ、仕様書及び配置図」と規定され、その備考欄には「位置図、見取図、設計の概要図（建物又は構築物の設計図としては、位置図、平面図、正面図等とする。）」と記載されている。</p> <p>上記の規定から、実施設計書に相当する添付書類として位置図及び設計図面を添付させたとの実施機関の説明に不合理な点はない。</p> <p>なお、位置図及び設計図面は、本件処分において既に不服申立人に公開した文書に含まれていることが認められる。</p> <p>（2）仕様書について</p> <p>仕様書については、交付要綱別表 3 において、添付書類として「事業計画図、カタログ、仕様書及び配置図」と規定され、その備考欄には「位置図、見取図、設計の概要図（建物又は構築物の設計図としては、位置図、平面図、正面図等とする。）」</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>と記載されている。</p> <p>本件交付申請については、アーケードの改修という比較的軽易な工事内容であり、交付申請の審査という事柄の性質上、提出された書面による施工箇所の確認や見積金額の検算等が、実施機関における主な審査の内容とされていることが認められる。</p> <p>したがって、設計図面及び見積書で内容を確認できたために、仕様書を添付させなかったとの実施機関の説明に不合理な点はない。</p> <p>(3) 工程表について</p> <p>工程表については、交付要綱等には規定がないが、申請予定団体に配布された「平成 20 年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金の書類作成について」に、添付書類の一つとして「設計図面（工程表含む）」と記載されている。</p> <p>本件交付申請については、アーケードの改修という比較的軽易な工事内容であり、交付申請の審査という事柄の性質上、実施機関においては申請年度内に工事が完了する見込みの確認が主な審査の内容とされていることが認められる。</p> <p>したがって、本件交付申請については工期が短期間であったため工程表の提出を求めなかったとの実施機関の説明に不合理な点はない。</p> <p>2 起案等について</p> <p>(1) 不服申立人は、本件交付申請に対して作成された起案等が全く公開されなかった旨主張している。</p> <p>これについて、本件交付決定通知書の写しに関しては、本件処分の後、平成 20 年 10 月 9 日付けで不服申立人に公開決定され、不服申立人は公開された文書の写しを受領したことが認められる。</p> <p>また、本件不服申立ての後、平成 21 年 1 月 5 日付けで次の a から f までの文書が不服申立人に公開決定され、不服申立人は公開された文書の写しを受領したことが認められる。</p> <p>ア 平成 20 年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金（本件組合分）の交付決定について(伺い)</p> <p>イ 執行伺票</p> <p>ウ 平成 20 年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金交付決定通知書(案)</p> <p>エ 歳出予算執行依頼票</p> <p>オ 補助金額の算定及び申請書類審査</p> <p>カ (参考)本件組合按分計算書</p> <p>(2) 不服申立人は、歳出予算執行依頼票のほかにも、実施機関が作成した起案等が存在する可能性があるため、その公開を求める旨主張している。</p> <p>当審査会において神奈川県財務規則及び同運用通知を確認したところ、以下のとおりである。</p> <p>本庁機関においては、経理に関する事務を各部局等の総務課において集約して行うことから、事業所管課長は、歳出予算を執行しようとするときは、歳出予算執行依頼票を作成し、所属の部等の総務課長へ依頼することとされている。</p> <p>これにより、事業所管課長である商業観光流通課長は、本件交付申請に対して歳出予算を執行するに際し、歳出予算執行依頼票と交付決定通知書(案)を作成して商工労働総務課長に歳出予算の執行を依頼していることが認められる。これらに基づき、商工労働総務課において執行伺票が作成されたものであり、本件交付申請に関し実施機関が作成した文書は既にすべて公開決定をしているという実施機関の説明に不合理な点はない。</p> <p>(3) 以上のとおり、不服申立人が実施機関において作成している可能性があると主張する起案等については、実施機関において作成していないことに合理性が認められ、かつ、実施機関が作成した行政文書については既にすべて公開決定をしていると認められることから、不服申立人の公開請求の目的は既に達せられたものと判断され、起案等に係る不服申立ての意義は失われたものと考えられる。</p>
<p>答 年 月 日</p>	<p>平成 22 年 3 月 18 日 (答申第 533 号)</p>

情報公開審査会答申第 534 号の概要

件名	補助事業遅延報告書及び知事の指示に関する書類一部非公開の件（諮問第 582 号）		
請求文書の概要	特定の商店街協同組合（以下「本件組合」という。）が知事に提出した平成 20 年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書及びその添付書類（以下「本件報告書」という。）と併せて提出した組合員からの質問状及び組合からの回答書の写し（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 20 年 11 月 5 日	諾否決定年月日	平成 20 年 12 月 19 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（商工労働部商業観光流通課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 5 号		
非公開理由	・ 県の対応の参考とするため、公にしないとの条件で本件組合から任意に提出させた文書であるため。		
不服申立年月日	平成 21 年 2 月 23 日		
不服申立ての趣旨	<p>・ 実施機関は、神奈川県商店街施設整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）上必要のない文書を取得して、本件組合が有していた不服申立人の自社情報を漏洩させたが、その後の不服申立人の公開請求に対して非公開条件を理由に公開しないのは非公開条件の濫用であり、条件付与に何ら合理性はない。</p> <p>・ 自社情報公開請求権が制度化されていない状況の下では情報公開請求によらざるを得ず非公開条件による情報提供者の保護より、むしろ漏洩された者の文書公開の必要性が優先されるべきであり、情報提供の際に付した条件を理由に本件行政文書を非公開とすることは違法である。</p>		
諮問年月日	平成 21 年 3 月 24 日		
審査会の結論	本件組合から提出された組合員からの質問状及び組合からの回答書の写しを非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 5 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 5 号本文該当性について</p> <p>（1）補助事業遅延等報告書に添付すべき書類としては、交付要綱が定める当該報告書の様式中に「事故の理由を立証する書類を添付してください」とされているほかには、特段の規定がないことが認められる。</p> <p>（2）実施機関は、補助事業遅延に係る事故の理由を立証する書類としては、本件組合が作成した「アーケード改修工事遅延経緯」により足りると判断したと説明している。</p> <p>（3）本件行政文書は本件組合と組合員等との間で直接交わされたものであり、補助事業に対する疑義等の具体的内容のほか、遅延理由とは直接関係がない内容が記載されている。また、アーケードの運営等について、本件組合及び組合員等の利害に関する情報が含まれていることが認められる。</p> <p>このような情報の性質から、本件行政文書は、補助対象団体である本件組合が補助事業の目的を達成するために通常提出する義務がある文書であるとは認められない。</p> <p>（4）本件行政文書の提出の経緯について、実施機関は、補助事業が遅延しているという当時の状況の下で、遅延理由の立証は「アーケード改修工事遅延経緯」に記載された内容で足りると判断したものの、組合員の総意として補助対象事業が予定どおり施工できるかを確認する必要がある、実施機関から本件組合に対し提出を依頼したと説明している。</p> <p>（5）本件処分に際して本件組合から提出された意見書から、本件組合は、公開しないことを条件に本件行政文書を任意に提出することについて合意していたことが認められる。</p> <p>（6）本件行政文書は、本件組合及び組合員等との間で直接交わされた文書であり、また、本件組合及び組合員等の利害に関する情報が含まれていることから、第三者に内容を明らかにすることを前提として作成された文書とはいえず、法人等における通例として公にしないものであって、本件組合が実施機関に提出するに当たって公にしないとの条件を付することは合理的であったと認められる。</p> <p>（7）したがって、本件行政文書は、実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、公にしないとの条件を付することが情報の性質、当時</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>の状況等に照らして合理的であると認められ、条例第5条第5号本文に該当すると判断する。</p> <p>(8) なお、不服申立人は、実施機関は本件行政文書を取得する必要性はなく、当該文書に対する非公開条件の付与は不合理であると主張しているが、実施機関による本件行政文書の取得には前述のとおり特段不合理な点は認められない。</p> <p>2 条例第5条第5号ただし書該当性について</p> <p>本件行政文書に記載されている情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当するとは認められず、条例第5条第5号ただし書に該当しないと判断する。</p>
<p>答申 年月日</p>	<p>平成22年3月18日（答申第534号）</p>

情報公開審査会答申第 535 号の概要

件名	意見書提出機会付与通知書等一部非公開の件（諮問第 583 号）		
請求文書の概要	知事が特定の商店街協同組合（以下「本件組合」という。）に対して行った意見書提出機会付与通知及び同通知に添付した本件組合に関する文書のうち、組合員からの質問状及び組合からの回答書の写し（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 20 年 11 月 28 日	諾否決定年月日	平成 20 年 12 月 19 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（商工労働部商業観光流通課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 5 号		
非公開理由	・ 県の対応の参考とするため、公にしないとの条件で本件組合から任意に提出させた文書であるため。		
不服申立年月日	平成 21 年 2 月 23 日		
不服申立ての趣旨	<p>・ 実施機関は、神奈川県商店街施設整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）上必要のない文書を取得して、本件組合が有していた不服申立人の自社情報を漏洩させたが、その後の不服申立人の公開請求に対して非公開条件を理由に公開しないのは非公開条件の濫用であり、条件付与に何ら合理性はない。</p> <p>・ 自社情報公開請求権が制度化されていない状況の下では情報公開請求によらざるを得ず非公開条件による情報提供者の保護より、むしろ漏洩された者の文書公開の必要性が優先されるべきであり、情報提供の際に付した条件を理由に本件行政文書を非公開とすることは違法である。</p>		
諮問年月日	平成 21 年 3 月 24 日		
審査会の結論	本件組合から提出された組合員からの質問状及び組合からの回答書の写しを非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>〈条例第 5 条第 5 号該当性について〉</p> <p>1 条例第 5 条第 5 号本文該当性について</p> <p>(1) 補助事業遅延等報告書に添付すべき書類としては、交付要綱が定める当該報告書の様式中に「事故の理由を立証する書類を添付してください」とされているほかには、特段の規定がないことが認められる。</p> <p>(2) 実施機関は、補助事業遅延に係る事故の理由を立証する書類としては、本件組合が作成した「アーケード改修工事遅延経緯」により足りると判断したと説明している。</p> <p>(3) 本件行政文書は本件組合と組合員等との間で直接交わされたものであり、補助事業に対する疑義等の具体的内容のほか、遅延理由とは直接関係がない内容が記載されている。また、アーケードの運営等について、本件組合及び組合員等の利害に関する情報が含まれていることが認められる。</p> <p>このような情報の性質から、本件行政文書は、補助対象団体である本件組合が補助事業の目的を達成するために通常提出する義務がある文書であるとは認められない。</p> <p>(4) 本件行政文書の提出の経緯について、実施機関は、補助事業が遅延しているという当時の状況の下で、遅延理由の立証は「アーケード改修工事遅延経緯」に記載された内容で足りると判断したものの、組合員の総意として補助対象事業が予定どおり施工できるかを確認する必要があると判断し、実施機関から本件組合に対し提出を依頼したと説明している。</p> <p>(5) 本件処分において本件組合から提出された意見書から、本件組合は、公開しないことを条件に本件行政文書を任意に提出することについて合意していたことが認められる。</p> <p>(6) 本件行政文書は、本件組合及び組合員等との間で直接交わされた文書であり、また、本件組合及び組合員等の利害に関する情報が含まれていることから、第三者に内容を明らかにすることを前提として作成された文書とはいえず、法人等における通例として公にしないものであって、本件組合が実施機関に提出するに当たって公にしないとの条件を付することは合理的であったと認められる。</p> <p>(7) したがって、本件行政文書は、実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、公にしないとの条件を付することが情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められ、条例第 5 条第 5 号本文に該当すると判断する。</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>(8) なお、不服申立人は、実施機関は本件行政文書を取得する必要性はなく、当該文書に対する非公開条件の付与は不合理であると主張しているが、実施機関による本件行政文書の取得には前述のとおり特段不合理な点は認められない。</p> <p>2 条例第5条第5号ただし書該当性について 本件行政文書に記載されている情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当するとは認められず、条例第5条第5号ただし書に該当しないと判断する。</p>
<p>答申 年月日</p>	<p>平成22年3月18日（答申第535号）</p>